

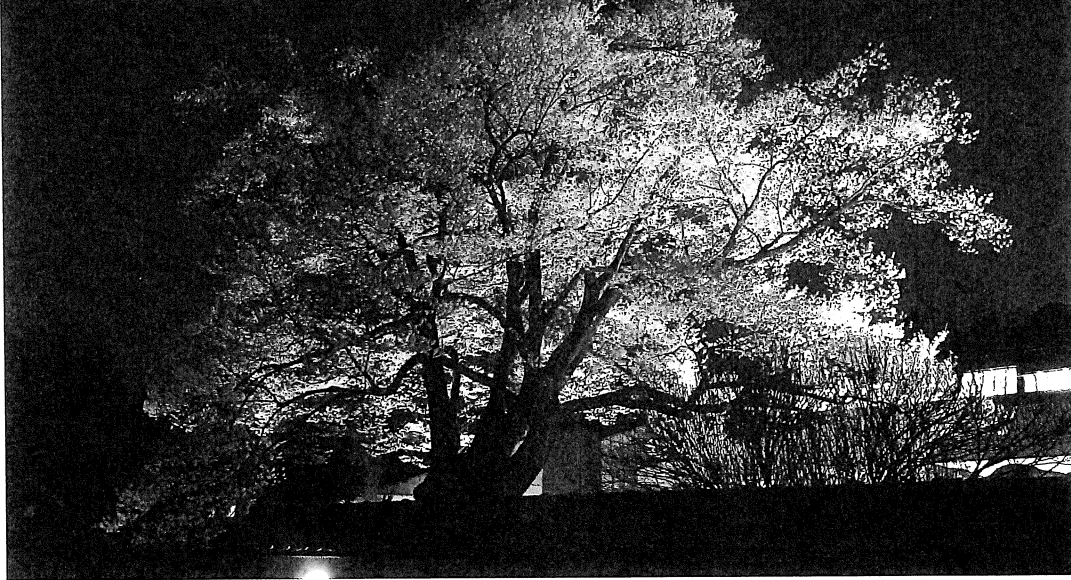


第108号

発行所
飯田市羽場町3丁目2番地4
一般社団法人
飯田労働基準協会
TEL 0265-22-6246
FAX 0265-22-6248
編集兼発行人
機関紙編集専門委員会

令和8年
安全衛生年間標語

危険の芽 摘んで安全 咲く笑顔



目次

- 1面 令和8年度 飯田労働基準監督署取り組み
- 2面 令和7年の飯田・下伊那地区における労働災害発生状況・年齢別労働災害発生状況
- 3面 経験期間別労働災害発生状況・協会行事等
- 4面 「配偶者手当」の在り方の検討をお願いします
- 5面 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！
- 6面 求職者に対するセクシャルハラスメント対策
- 7面 企業紹介：飯田信用金庫・化学物質管理研修会開催
- 8面 令和8年度上期各種講習計画・編集後記・現在の安富桜

2007年当時の飯田市美術博物館の安富桜
写真提供：柴田房夫氏

令和8年度における 飯田労働基準監督署の取り組み

1 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

(1) 死亡災害の撲滅

ア) 死亡災害が毎年発生している建設業において、重機・クレーン災害、墜落災害、崩壊・倒壊災害の防止を推進します。

イ) 機械設備へのはさまれ・巻き込まれ災害（特に機械設備の掃除や、異物の除去等の調整の作業時の災害）、クレーンやコンベア等の運搬機械に起因する災害の防止を推進します。

ウ) 様々な業種で使用されているトラックやフォークリフトに関する災害の防止を推進します。



(2) 多発傾向にある労働災害の防止

ア) 運送業で多発する荷役災害を防止するため、運送事業者と荷主事業者の双方に対し、荷役作業安全対策ガイドラインに基づく取組について指導・周知を行います。

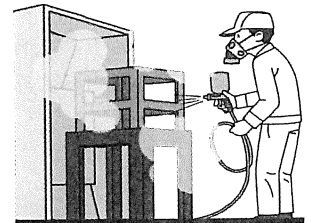
イ) 転倒や腰痛など作業行動に起因する災害、卸・小売業や社会福祉施設など第三次産業における災害、高齢労働者における災害、凍結・積雪を起因とする冬季労働災害の防止を推進します。

(3) 健康管理対策の向上

ア) 各種健康診断の適切な実施、同健康診断実施後の「有

所見者に係る医師（産業医）の意見聴取」など事後措置の取り組みについて推進します。

イ) 化学物質、粉じん、石綿、騒音、暑熱環境など、職場における有害物・有害環境の適切な把握と評価、その結果に基づく健康障害防止対策を推進します。



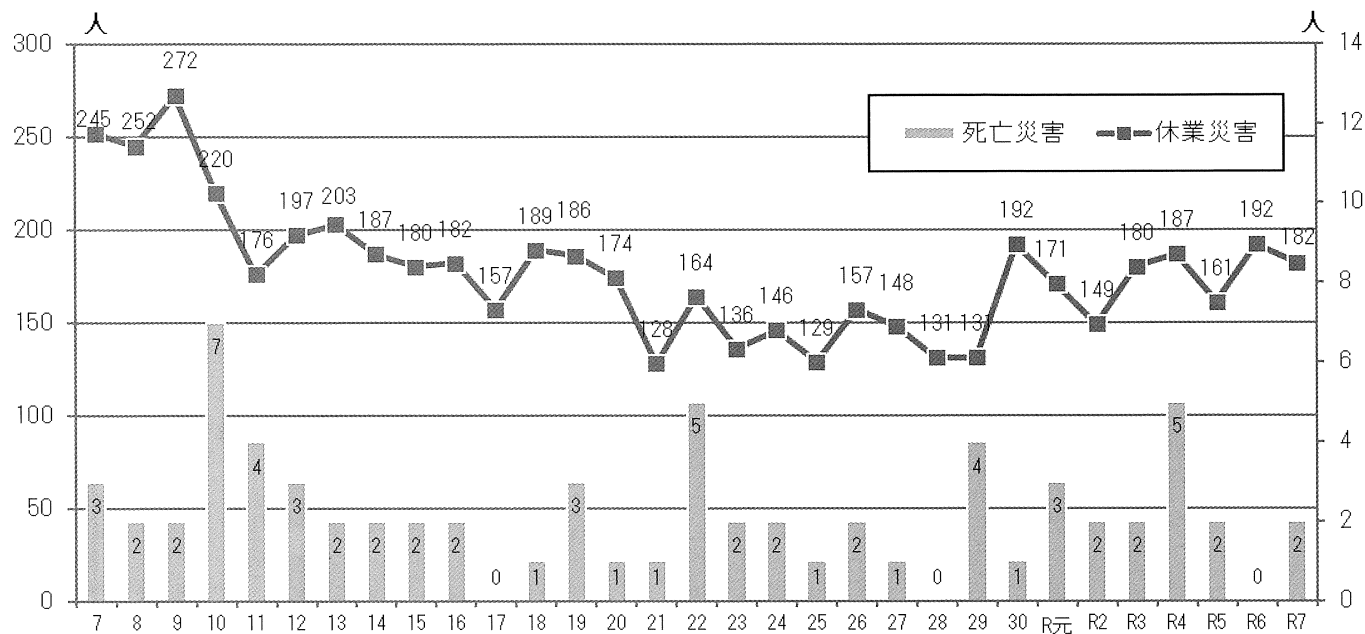
2 中小企業・小規模事業者等に対する取り組み等

署に編成されている「労働時間相談・支援班」において、相談対応、セミナー開催、働き方改革推進支援助成金の活用促進等きめ細やかな支援に取り組みます。また、最低賃金の引き上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上（設備・人への投資等）や正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行います。

令和7年の安全衛生法の改正により、これまで努力義務とされていた労働者50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施が義務とされた（令和7年5月14日公布。施行日は「公布の日から政令で定める3年以内の日」）。ことから、ストレスチェック実施やメンタルヘルス対策に係る周知・啓発に取り組みます。

令和7年の飯田・下伊那地区における労働災害発生状況

各年の労働災害発生状況の推移



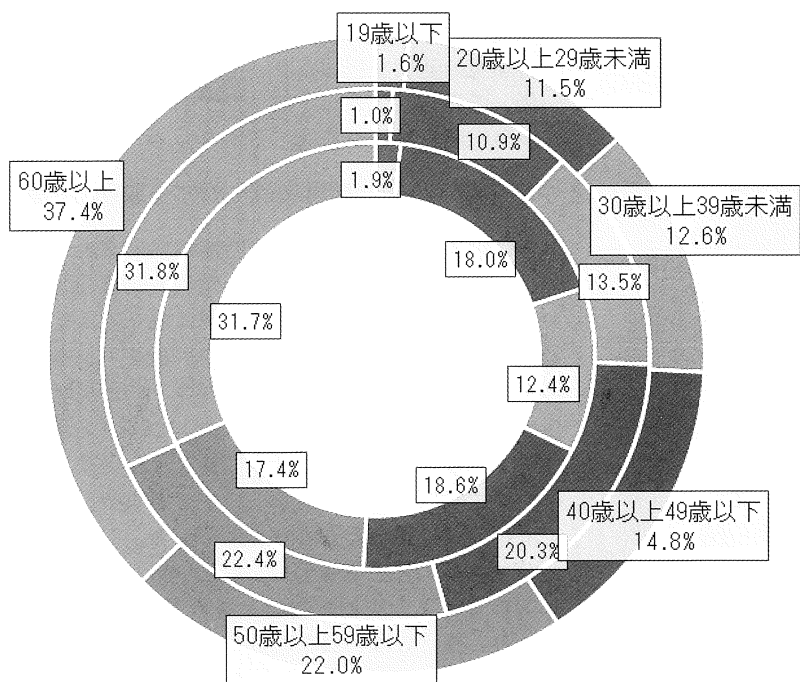
特徴

- ①令和7年の休業4日以上の死傷者数は182人であり、前年と比べて10人減少している。
- ②令和7年の死亡者数は2人で、前年から2人増えている。

年齢別労働災害発生状況

※内円は令和5年、中円は令和6年、外円は令和7年を示す。単位は「人」

※全体で令和5年は161人、令和6年は192人、令和7年は182人

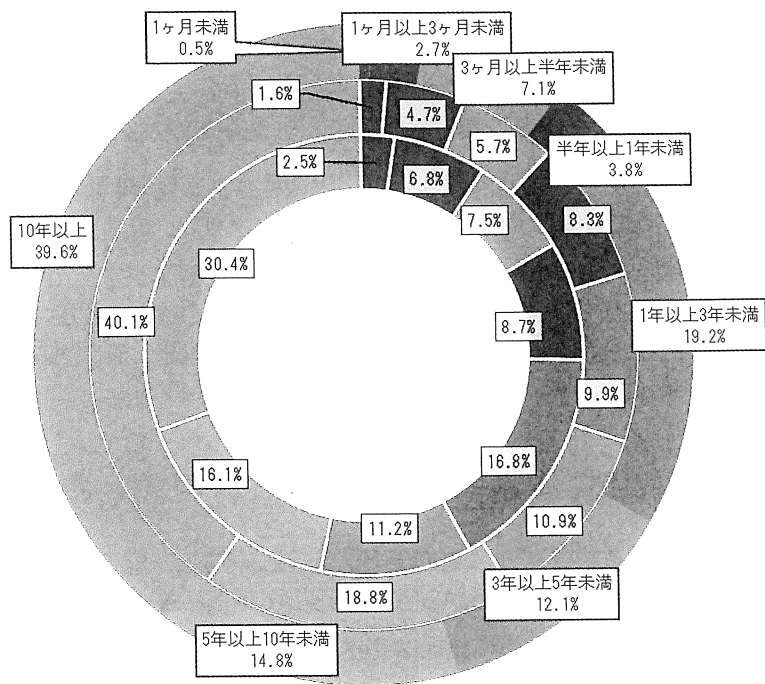


特徴

- ①令和7年、50歳以上の労働者の割合は、全体の約6割を占める状態であった。
- ②29歳以下は19.9%（令和5年）→14.0%（令和6年）→13.1%（令和7年）と減少傾向だが、50歳以上は49.1%→54.2%→59.3%と増加傾向である。

経験期間別労働災害発生状況

※内円は令和5年、中円は令和6年、外円は令和7年を示す。単位は「人」
※全体で令和5年は161人、令和6年は192人、令和7年は182人



特徴

- ①経験年数が「1年未満」の割合は令和5年から1年ごとに25.5%、20.3%、14.1%と減少している。
- ②一方、「10年以上」の経験のある労働者の発生割合は、令和5年30.4%から1年ごとに40.1%、39.6%と3割から4割へと増加傾向である。

—まとめ—

労働災害発生状況を踏まえると、事業場の各職場における安全衛生管理体制を整備し、災害防止・化学物質に関するリスクアセスメントの促進を図るとともに、各労働者の経験・年齢や能力・体力に応じた実効ある安全衛生教育の実施が急務といえる。

協会行事・関連大会等

令和8年度 以下の通り開催予定しております。
詳細は改めてご通知いたしますが、ご出席をご予定ください。
なお、事情により日時等が変更になる場合もございます。

令和8年度

定時総会

日時: 令和8年5月28日(木)
午後3時30分から
場所: シルクホテル
(飯田市錦町)

長野県産業安全衛生大会

日時: 令和8年7月15日(水)
午後1時から
場所: 岡谷市文化会館カノラホール
(岡谷市幸町)

労務管理セミナー

日時: 令和8年11月20日(金)
午後1時30分から
場所: 飯田市勤労者福祉センター
(飯田市東栄町)

安全祈願祭 安全会議

日時: 令和9年1月19日(火)
午後3時30分から
場所: シルクホテル
(飯田市錦町)

飯伊地区産業安全大会

日時: 令和8年6月11日(木)
午後1時30分から
場所: エスバード(飯田市座光寺)

飯伊地区労働衛生大会

日時: 令和8年9月10日(木)
午後1時30分から
場所: エスバード(飯田市座光寺)



「配偶者手当」を支給している事業主の皆さまへ

令和7年度税制改正の内容も踏まえ、

「配偶者手当」の在り方の検討をお願いします

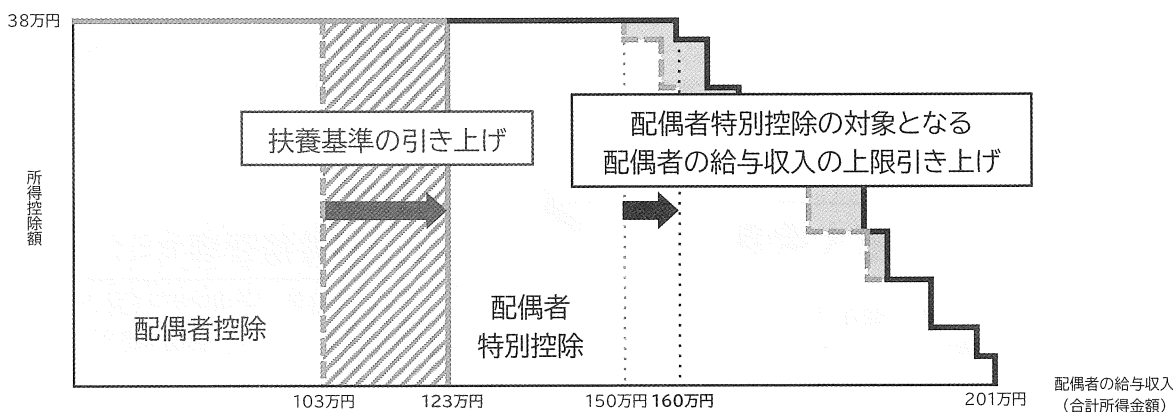
女性の就業が進むなど社会の実情が大きく変化している中で、配偶者の収入要件がある「配偶者手当」は、社会保障制度とともに、女性パートタイム労働者の就業調整の要因となっていると指摘されています。

また、令和7年度税制改正において、所得税制における扶養基準が103万円から123万円に引き上げられました。お勤めの従業員の配偶者の方が扶養の範囲内であっても収入を増やすことができるようにするには、税制だけでなく「配偶者手当」の見直しも重要です。企業の実情も踏まえて、「配偶者手当」の在り方について労使で真摯な話し合いを進めていただくようお願い申し上げます。

令和7年度税制改正で、配偶者の扶養基準などが見直されました

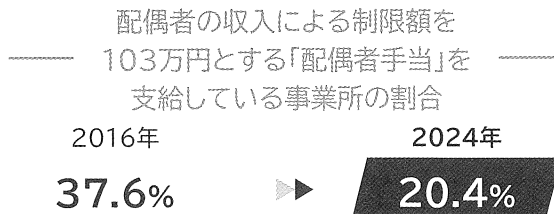
- 令和7年度税制改正により、所得税制における扶養基準は103万円から123万円に、配偶者特別控除（満額）の対象となる配偶者の給与収入の上限は、150万円から160万円に引き上げられました。
- なお、配偶者においても年収が160万円を超えると所得税負担は発生しますが、世帯全体（夫+妻）の手取り収入は増加する仕組みになっています。

税制改正の内容



多くの事業所で、「配偶者手当」の見直しが進んでいます

- 収入制限がある配偶者手当を支給している割合は低下しており、配偶者の収入による制限額を103万円とする割合も半減しています。2018年には103万円で世帯の手取りが減少しない税制改正もありました。
- 配偶者の方が「配偶者手当」を理由として就業調整をすることが解消されるよう、例えば以下のような見直しを行うことが考えられます。



出典：人事院「職種別民間給与実態調査」

支給基準の見直し

- 配偶者の収入による制限額を103万円から123万円に引き上げる
- 配偶者の収入による制限を廃止する

賃金体系の見直し

- 「配偶者手当」を廃止又は縮小し、他の手当等に賃金原資を振り向ける
(例：子ども手当の増額、基本給への一本化)

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
 ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 ③労働者の就業環境が害されるもの
 であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含まれます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスハラ防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスハラには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
 ②カスハラの内容及びあらかじめ定め**た対処の内容**（※）を、労働者に周知する
 （※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
 ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
 ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
 ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要なカスハラ抑制のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスハラへの**対処の方針**をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該**対処を行うことができる体制を整備する**

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
 ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスハラを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等による求職活動等が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等セクハラ防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等セクハラを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する**

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

会員企業紹介[60]

飯田信用金庫 (飯田市本町)

経営方針

[経営理念]

地域の明るい未来を
ともにつくる

[行動指針]

- 地域のために力を尽くす
- つながりを大切にする
- 健全な経営に努める
- 明るく働きやすい職場をつくる

弊庫は昨年、創立100周年を迎えました。この100年間地域のみなさまとともに歩んでこられたことは、私たちの誇りであり、みなさまの支えがあったからこそその歴史であると深く感謝しております。

創立100周年記念事業スタート

金庫を長く支えてくださった地域のみなさまへの感謝の気持ちをお伝えできるよう役職員一丸となり、記念事業を行ってまいりました。

○100周年記念 制作作品

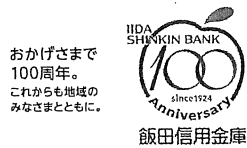
飯田市在住のイラスト書道家である和全さんの作品を展示しました。描かれた「感謝」の言葉には、100周年を迎える当金庫を長年支えていただいたこの地域、ご愛顧いただいたお客さま、当金庫で働く職員、すべてのみなさまに対する「感謝の想い」が込められています。



○高速バスへのラッピング広告

都心部へ進学している地元学生等も含め県内外に当金庫の創立100周年を幅広く知っていただくために100周年ロゴ

飯田信用金庫は令和7年9月1日に
創立100周年を迎えました



おかげさまで
100周年。
これからも地域の
みなさまとともに。

飯田信用金庫

マークと飯田駅、人形時計塔をあしらった広告を高速バスに掲載しています。

○100周年PRポスター

来店いただいたお客さまに当金庫が創立100周年を迎えることを知っていただくために「職員同士のつながり」「職員と地域とのつながり」を表現したポスターを制作し、店頭に掲示しております。

○竹林整備ボランティア

南信州の里山のすばらしさを未来へ残していくために、NPO法人「いなだに竹 Links」と連携し、IVUSA (NPO法人国際ボランティア学生協会) の活動に協力する形でボランティア活動を開始しました。

しんきんプラザ みらとも OPEN!

令和7年5月7日(水)に「地域のお客さまの幅広い悩みや課題を解決するためのランドマーク」をコンセプトとした、コミュニケーションプラットフォーム拠点「しんきんプラザ みらとも」をオープンしました。店内にはカフェスペースを設け、相談や情報交換ができるよう個室ブースやフリースペース等も設置しております。



【会社概要】(令和7年3月31日現在)

本店所在地：飯田市本町一丁目2番地
 創立：大正14年9月 店舗数：23店舗
 出資金：10億1百万円 会員数：25,942人
 常勤役員数：350人
 預金：6,128億59百万円 貸出金：2,675億87百万円
 有価証券：3,199億26百万円
 理事長：宮嶋 徹

化学物質管理研修会 開催

会場 飯田労働基準協会会館

昨年始まった「化学物質管理強化月間」も本年2月で第2回を迎えることから、飯田労働基準監督署と当協会の共催による化学物質管理に関わる研修会が当協会会館において開催され、飯伊地区の化学物質を取扱う事業場の化学物質管理者等の労働衛生担当者が参加しました。

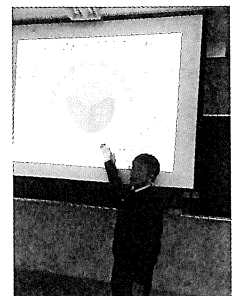


研修会会場

飯田労働基準監督署の藤川署長から、国内では数万種類にのぼる化学物質が製造、譲渡され、産業の現場で使用さ

れているが、化学物質による労働災害を見てみると、有機溶剤中毒予防規則や特定化学物質障害予防規則等の特別則に該当しない物質を起因とするものが大きな割合を占めている状況にあることから、特別則による規制の対象となっていない物質について対策を強化することの重要性が話された。

飯田労働基準監督署の中平監督からは、この具体的な対策として、リスクアセスメントの実施、衛生委員会の付議事項の追加、化学物質管理者や保護具着用管理責任者の選任等の管理体制の整備及び皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止等の現場対策が説明されました。



「3つの管理」とは!

令和8年度 上期各種講習等計画表

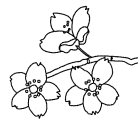
講習名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
自由・機械 研削といし 特別教育			飯田8・9			
低圧電気取扱 特別教育				飯田23		
動力プレス金型調整等教育					飯田21・22 松本27・28	
アーク溶接 特別教育					松本19・20・21	
粉じん作業特別教育					伊那20	諏訪7
新入社員安全衛生教育(教育は1日間)	飯田8・9					
安全管理者選任時教育	飯田16・17				伊那5・6	
熱中症予防指導員研修	飯田24	松本25				
化学物質管理者講習会(取扱い事業場向け)		飯田13 伊那27	松本8		下諏訪27	
安全衛生推進者養成講座		飯田18・19				
保護具着用管理責任者教育		飯田21 下諏訪12 松本18		伊那9		下諏訪8
職長教育及び・職長・安全衛生責任者教育(建設業)		松本12・13 伊那21・22	飯田18・19	下諏訪22・23		松本3・4 伊那29・30
職長教育(製造業及び一般業種)		伊那21・22	松本15・16	飯田7・8		伊那29・30
危険予知教育					飯田4	
リスクアセスメント教育(安全)						飯田11
職長・安全衛生責任者能力向上教育(建設業)				松本22		飯田25
有機溶剤作業主任者技能講習		下諏訪13・14	飯田24・25 松本18・19	伊那2・3		松本28・29
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習			松本3・4・5	飯田1・2・3	松本24・25・26	
石綿作業主任者技能講習		松本14・15				
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習			松本11・12	伊那16・17		下諏訪2・3 伊那17・18
乾燥設備作業主任者技能講習			伊那11・12			
金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習				松本31		
プレス機械作業主任者技能講習					下諏訪25・26	

特別教育・安全衛生教育・技能講習等

- 講習会等の詳細については、飯田労働基準協会 (Tel 22-6246) へお問い合わせください。
- 技能講習・特別教育等の講習実施計画表が必要な場合はご連絡ください。
- 中部労働技能教習センターの各種技能講習・特別教育について、受講を希望される方は当協会へ申込・問合せください。

1面写真の安富桜 現在の姿

400歳、疲れもあるか



編集後記

最近使わなくなった物ってありますか？
そう聞かれしばらく考えると色々な物が浮かんできました。私が最初に浮かんできた物は「辞書」でした。わからない漢字や意味を調べる時によく利用しましたが、最近ではスマホで〇〇とは？と検索するだけで即座に知ることができます。
次に浮かんできたのは「音楽CD」です。現在はスマホへ聞きたい曲をダウンロードしてイヤホンや車で聴いています。また、「映画のビデオやDVD」もほとんど使用しなくなりました。過去の映画は、インターネットの動画サイトで購入して観ることが多くなりました。
あと「小銭入れ」も持ち歩かなくなりました。買い物の支払いはほとんどスマホの電子決済で済ませています。自動販売機もスマホ決済ができるので小銭を使う機会が減っ

てきました。
「スケジュール手帳・電話帳」も使わなくなりました。スケジュールや電話帳は、スマホの中で管理しております。万が一携帯の紛失や壊れ、機種変更時はWEB上で保管されておりますので簡単に復旧できます。
公衆電話(テレホンカード)や自宅の電話も、ほとんど利用しなくなりました。ドライブには必需品だった全国ロードマップや各地の天気、ニュース等、知りたい情報はスマホ一つで得られます。
そう考えてみると、「使わなくなった物=スマホで対応できる」という時代になってきたようです。最近ではAI技術進化により、スマホに知りたい事などを語り掛けるだけで音声や文字で答えてくれるようになりました。
今後も使わなくなるものが 増えてきそうです。
(北原 記)